

泉南市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

泉南市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

令和5(2023)年3月に第3次計画として、泉南市教育委員会が策定した泉南市教育振興基本計画では、泉南市の、そして人類の「みらい」を創る子どもたちをどのようにして育てていくのかということを中心にまとめています。目指す子ども像については、第2次計画を継承し「希望と力を持ち、たくましく生き抜く子ども」としています。目指す子ども像を実現するための基本理念も引き続き『皆で育む「大いなる希望」一つなかりを力にして一』です。

この第3次計画で掲げた基本理念の実現にむけて、確かな学びを支える教育基盤を構築し、誰もが明るく安心できる学習環境を整備することが必要です。そのために、学校長の的確な組織マネジメントのもと、全ての教育職員がそれぞれの役割を自覚して参画し、学校が組織としてより一層効果的、効率的に機能することが重要です。そこで、その組織の一員である教育職員の心と体の健康を守るため、教育委員会は学校と連携し、適時性の高い情報共有を行うとともに、学校における働き方改革と校務の効率化を支援し、教育職員の負担軽減を目指し、泉南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定しました。

(2) 泉南市の現状

泉南市では、令和2(2020)年4月に、教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「泉南市立学校の府費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【泉南市教育職員時間外在校等時間の状況】

	小学校	中学校	泉南市
1ヵ月平均時間	29.1時間/月	46.2時間/月	40.6時間/月
45時間以下の割合	81.0%	53.6%	71.3%

時間外在校等時間が小学校では30時間を下回っていますが、中学校では、45時間を超えています。中学校では、校務事務に加え、成績処理や部活動などの業務が加わっていることや、小学校でも、学校規模により時間外在校時間にちがいがあります。

泉南市の現状を踏まえ、教育職員の勤務状況を改善し、教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うために、業務の3分類による見直しやデジタル化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- | |
|--|
| ① 1 ヶ月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする |
| ② 1 年間における 1 ヶ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする |

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係を構築し、専門性を発揮して生き生きと教育活動に取り組む様子を示す指標として、ストレスチェックにおける「働きがい」を感じている割合の向上を目指す

【令和6年度 泉南市 全体 57.8% 小学校 56.7% 中学校 58.9%】

【令和5年度 調査全体 平均 56.7% 小学校 57.8% 中学校 56.7%】

3. 計画の期間

【令和8年度～令和11年度】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 ヶ月時間外在校等平均時間	39時間/月	36時間/月	33時間/月	30時間/月
「働きがい」を感じている割合	58.0%	58.7%	59.4%	60.0%

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

文部科学省が示す「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針（以下「指針」という。）の第2章第3節には、業務量管理・健康確保措置の内容として、以下の措置が示されています。

指針 第2章第3節（2）で示す「業務の3分類」

1) 学校以外が担うべき業務	2) 教師以外が積極的に参画すべき業務	3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(2) 令和8年度のとりのくみの重点事項

本市では、指針で示された「業務の3分類」①～⑲のうち、令和8年度に優先的かつ重点的に取り組む業務として、以下の内容に取り組みます。

1) 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- 校区の実情を踏まえながら、PTA や青色防犯パトロール活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。
- 令和 9 年度信達第二留守家庭児童会開設や公民館等における自習室の充実や地域との連携を図り、下校時刻より後の時間帯における居場所の開設について研究を進めます。

②地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3 分類」④関係）

- 令和 10 年度に 40%以上の学校に学校運営協議会導入をめざした計画を作成し、地域学校協働活動推進員が主体的に関わり、学校と地域がともに学校運営に取り組むコミュニティ・スクール導入にむけた制度設計を進めます。

③学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

- 市長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口の設置をめざした検討を進めるとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の研究を進めます。

2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）

- 令和 7 年度から導入した校務支援システムの機能等を活用し、学校間や教育委員会との調査・回答等の電子化を進めることで事務負担を軽減します。

②ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3 分類」⑧関係）

- I C T 支援員の巡回訪問による保守・管理支援システムを継続実施していきます。

③校舎の開錠・施錠（「3 分類」⑩関係）

- 校舎の開錠や施錠を特定の教育職員だけの役割にすることなく分担の見直し等を促進します。

④校内清掃（「3分類」⑫関係）

- 児童生徒への清掃指導の回数・範囲の合理化等を促進するよう周知します。

⑤部活動（「3分類」⑬関係）

- スポーツ庁及び文化庁が推進する部活動地域展開・地域連携について、児童生徒保護者アンケートや教育職員の意見をもとに、児童生徒保護者のニーズと教育職員の働きがいが両立できる泉南市版部活動モデルの研究を進めます。
- 平日の部活動における活動時間等の適正化を図るとともに、拠点校方式や合同活動の可能性について研究を進めます。
- 土日の部活動地域展開に必要な地域クラブの確保や人材の育成について研究を進めます。

3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の全校配置を継続するとともに、中学校に自動採点システムの導入を検討することで、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- 教育委員会において、保健センター・家庭児童相談室・子ども総合支援センター・岸和田少年サポートセンター等の関係機関と学校との連携に関する多職種連携会議や研修を少なくとも年3回実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。

- 医療的ケア看護職員、介助員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を進めます。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ① 教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定するようにします。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを進めます。
- ②当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間や児童生徒の登下校時刻を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を進めます。
- ③勤務時間外の電話対応時間を明示するとともに、相談内容を正確に把握するために必要な録音機能付き電話の設置を進めます。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ①1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導の受診を促進します。
- ②50人未満の学校も含めたすべての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境等の改善を推進します。
- ③年次有給休暇をまとまった日数連続して取得できるよう、長期休業等の期間中に5日間の学校閉庁日の設定を行うなど取得を促進します。
- ④学校における一斉退勤日を月4回以上設定するよう推進します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 教育委員会において、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、泉南市のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとします。
- (2) 教育委員会において、学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保を関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- (3) 教育委員会において、時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 教育委員会において、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (6) 教育委員会において、保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行います。また、教育職員が、保護者として入園式や卒業式、授業参観、運動会等子どもとともに学校等の行事へ参加するために休暇を取得できる環境づくりを進めます。
- (7) 教育委員会において、学校を通じた配布物等についても、例えば開催日の3週間前までに学校での配布を完了することや業務が集中する終業式前1週間は配布依頼をしないなど、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。